資料８

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成３０年６月１４日
北 陸 信 越 運 輸 局

旅客自動車運送事業者に対する重点監査について

北陸信越運輸局では、一般乗合旅客運送事業者（乗合バス事業者）及び一般乗用旅客運送事業者（タクシー事業者）を対象とし、下記のとおり取り組むこととしたのでお知らせします。

記

１．　重点監査の実施期間
平成３０年７月２日（月）から平成３０年１２月２８日（金）まで

２．　監査対象事業者
（１）長期間監査を実施していない事業者
（２）労働基準監督署から通報があった事業者
（３）重点項目にかかる法令違反の疑いがある等、監査が必要と認められる事業者

３．　重点項目
自動車運送事業の運転者の長時間労働の是正や過労防止及び高齢運転者の事故防止のため、以下の項目等について重点をおいて監査を実施します。
（１）乗務時間等告示に係る遵守状況
（２）運転者の健康診断受診状況
（３）高齢運転者（６５歳以上）に対する適齢診断の受診状況

※　貸切バスの監査については、軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において策定された「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づき引き続き取り組んで参ります。

【問い合わせ先】
北陸信越運輸局　自動車交通部　自動車運送事業安全監理室
酒井（サカイ）・山倉（ヤマクラ）・田中（タナカ）
TEL　０２５－２８５－９１６４